

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月3日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人らぼーる京都

(2) 代表者の氏名

後藤 多美子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区堀川通寺之内上る三丁目上天神町638番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は,医療機関に従事する看護婦(士)に対する継続研修事業,地域において健康増進や介護に関する公開講座を行うことによって,医療又は福祉の向上の増進及び社会教育の増進を図ることを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月24日

(文化市民局地域自治推進室)